

第2号様式

福島市産材・県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項、福島市木材利用推進方針第8及び福島市建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)第5の2に基づき、株式会社福島県中央計算センター(以下「甲」という。)と大和ハウス工業株式会社福島支店(以下「乙」という。)と福島市(以下「丙」という。)は、福島市産材・県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「本自社屋整備における木材の利用の促進に関する構想」及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲、乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想

(1)甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

2025年完成予定の本自社屋整備にあたり、多くの利用が見込まれるロビー等に福島市産材・県産材を積極的に活用して木造化・木質化を図り、持続可能な社会やカーボンニュートラルの実現等に貢献する。さらに、取引先等に対して広く木材利用の良さをPRすることなどにより、2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・2025年完成予定の本自社屋の内装に福島市産材・県産材を積極的に活用
- ・本協定の期間内に新たに自社建築物を整備する際は、同様の取組を検討
- ・自社の取引先等に対して福島市産材・県産材利用の意義やメリットを積極的に情報発信

(2)乙による木材の利用に関する構想

①構想の内容

甲の本自社屋整備にあたり、福島市産材・県産材を積極的に活用して木造化・木質化を図り、持続可能な社会やカーボンニュートラルの実現等に貢献する。さらに顧客に対し、広く木材利用の良さをPRすることなどにより、2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲の本自社屋の内装に福島市産材・県産材を積極的に活用

- ・自社の顧客等に対して福島市産材・県産材利用の意義やメリット、本取組について積極的に情報発信

3 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

- ・活用可能な補助事業等の情報提供
- ・定期的な意見交換や福島市産材・県産材利用に関する相談窓口・専門家の紹介
- ・協定に基づく取組を優良事例として積極的に広報

4 構想の対象区域

福島市全域

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から、令和9年3月31日までとする。

6 その他

(1)実施状況の報告

甲及び乙は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、事務取扱要領第7に基づき、丙に提出するものとする。

(2)協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合には、事務取扱要領第8に基づき、速やかに協議を行うものとする。

(3)協定の解除

甲、乙及び丙は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合には、事務取扱要領第9に基づき、協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が押印の上、各自その一通を保管する。

令和6年5月7日

甲 株式会社福島県中央計算センター
代表取締役社長 河原田 浩喜



乙 大和ハウス工業株式会社福島支店
支配人 乾 敦史



丙 福島市長 木幡 浩

